

福祉医療費助成制度のお知らせ

福祉医療費助成制度は、対象者の医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費で助成する制度です。

なお、乳幼児・ひとり親家庭医療費助成（県制度）の一部負担金（入院2000円、通院1000円）および、ちびっ子・中学生医療費助成（町制度）の自己負担額は、米軍再編交付金を活用して、県内医療機関での窓口負担をなくしています。

乳幼児医療費助成制度（県制度）

■対象となる人

- ①年齢要件 0歳～小学校就学前まで
 - ②所得要件 税額控除（配当控除、外国税額控除、調整控除）前の市町村民税所得割額13万6700円以下の世帯（父母の合算額）
- ※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

ちびっ子医療費助成制度（町制度）

■対象となる人

- ①年齢要件 0歳～小学校6年生まで
（未就学児は、県制度非該当の人のみ）
- ②所得要件 なし

ひとり親家庭医療費助成制度（県制度）

■対象となる人

①世帯要件

ア 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭の母または父および当該児童

イ 父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童

②所得要件

市町村民税所得割非課税世帯（同居の父母等の課税額も対象で、世帯が別でも実態が同居の場合は、同一世帯と見なします）

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

中学生医療費助成制度（町制度）

■対象となる人

- ①年齢要件 中学校1年生～中学校3年生まで
- ②所得要件 なし

■新しい受給者証有効期間

8月1日～令和3年7月31日

対象になると思われる方は、福祉課または最寄りの総合支所・出張所で申請の手続きをしてください。

なお、すでに受給している方には更新書類を送っていますので、手続きのお済みでない方は7月末までに手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

印鑑、受給対象者の健康保険証

☎福祉課 民生福祉班 ☎0820 (77) 5505

あなたの書いた遺言書を法務局でお預かりします！

「遺言」は相続をめぐる紛争を防止するために有効な手段です。しかし、遺言者が自分で書いた、いわゆる「自筆証書遺言書」は、遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、改ざんされる恐れがあるなどの問題点が指摘されています。

そこで、これらの問題点を解消し、速やかな相続手続を促すため、全国の法務局（※本局・支局等合計312カ所）で自筆証書遺言書の保管等を行う「自筆証書遺言書保管制度」が、令和2年7月10日に開始されました。（予約制）

詳しくは、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html）をご覧ください。

■問い合わせ

山口地方法務局岩国支局

☎0827 (43) 1125

音声ガイド「4」